

第3章 グローバルに活躍する人材を育成する教育

第1 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育の推進

1 小学校における英語教育の充実

(1) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備

英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には必要な講師時数を措置している。

(2) 英語教育を推進する教員の採用

小学校における英語教育の充実を図るため、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用している。

(3) 小学校教員の海外派遣研修

小学校教員の海外派遣研修を実施し、最新の英語教授法の習得、ホームステイや現地校訪問等により、より高い指導力や、国際的視野を身に付けた教員の育成を行っている。さらに、中学校・高等学校の派遣教員とともに教員海外派遣シンポジウムに参加することにより、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等の情報の共有を図っている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえオンラインを活用した代替研修を実施した。

2 中学校における英語教育の充実

(1) 英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストの実施

中学校における英語4技能育成に向けた英語「話すこと」の指導の充実及び都立高校入試における英語「話すこと」の評価等を目的とし、都内全公立中学校等第3学年生徒を対象に、「中学校英語スピーキングテスト（*ESAT-J）」を実施した。（ESAT-J = English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）

令和4年度は、約71,000人が受験した。また、都立高校入学者選抜において、その結果を活用した。

さらに、英語の授業で活用できる「話すこと」の学習のための動画や、生徒にとってモデルとなるスピーチを集めた映像等の活用を促進し、英語科教員の授業改善及び生徒の「話すこと」に関する力の育成を図っている。

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

少人数・習熟度別指導の充実により、生徒一人一人の発話量を増やし、実際に英語を使用してコミュニケーションを図る活動や、補充的な学習や発展的な学習などを取り入れた個に応じた指導の充実を図っている。

(3) 中学校英語教育の充実に向けた検討委員会の設置

東京都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、学習指導要領の趣旨を踏まえた具体的な取組、指導と評価の改善の方策等について検討した。検討内容を生かした授業実践等を「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を通じて広く公開した。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を図るため、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、対話的な言語活動の充実を図っていくことができるよう、令和元年度に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成した。また、令和2年度に小・中接続の事例や学習評価に関する情報を掲載したリーフレット、令和3年度に単元構成や学習評価等について理解を深め授業改善を図っていくための指導資料をそれぞれ作成した。これらの教師用指導資料の活用を促進するとともに、指導教諭等による優れた授業実践を公開する機会として「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を開催した。

3 高等学校における英語教育の充実

(1) JETプログラムによる外国人指導者の活用

ア 夜間定時制単独校を除く全ての都立高校及び都立中等教育学校に、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業：The Japan Exchange and Teaching Programme）によるJET青年を配置し、授業で英語科教員とのチーム・ティーチングを実施するほか、部活動等での日常的な交流を通して、生徒の英語力の伸長や国際理解の促進を図っている。

・令和4年度：190校に240人のJET青年（英語等指導助手）を配置

イ JET青年を効果的に活用した授業の実践例などの共有や、JET青年の指導力の向上に向けた研修会の実施により、英語授業の改善を図っている。

(2) 「Global Education Network 20指定校」の指定

令和4年度より、東京グローバル人材育成指針に基づく先進的な取組を推進する学校を「Global Education Network 20」として20校指定し、主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成、国内外の課題を解決する創造的・論理的思考力、世界の中の一員としての自覚と自己の確立、多文化共生の精神の涵養と協働する力の育成

などに資する取組の支援を行うことにより、東京都におけるグローバル人材育成に係る取組の充実を図っている。

(3) 「英語教育研究推進校」事業の実施

令和4年度より、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、英語教育を推進する「英語教育研究推進校」を新たに30校指定した。学校では、学習指導要領（平成30年告示）に則った授業改善及び新設科目に関する研究開発、外部検定試験による生徒の4技能別英語力の把握及び授業改善、「CAN-DOリスト」の作成と「CAN-DOリスト」を活用した英語の指導を行うことなどにより、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成した。

上記(2)(3)の指定校に対しては、オンライン英会話(Global Education Network 20指定校のみ)や外部検定試験の受検支援、J E T 青年の複数配置等の教育環境の整備を行っている。

4 学校外における英語に触れる環境の充実

(1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」の運営支援

児童・生徒が、国内にいながらにして、体験や実践を通じた英語漬けの環境を手軽に利用でき、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的として開設した。平成28年3月に公表した募集要項により、整備・運営を行う民間事業者の公募を行い、平成28年9月に最優秀事業応募者を決定し、平成29年3月に事業者、施設名称及び事業概要を決定、公表した。

平成29年度は事業内容の具体化、広報活動、施設整備支援を行い、平成30年9月に開設。令和3年度末に、TOKYO GLOBAL GATEWAYの名称をTOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEANに変更した。都内の小学校から高校等を中心に、全国から利用されている。引き続き、内容の改善と利用者の拡大に事業者とともに取り組んでいく。

(2) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」の整備及び運営支援

多摩地域における「TOKYO GLOBAL GATEWAY」と同様の体験型英語学習施設の整備について、令和3年2月に策定した「多摩地域における体験型英語学習施設整備方針」に基づき、令和3年4月に公表した募集要項により、整備・運営を行う民間事業者の公募を行い、令和3年9月に最優秀事業応募者を決定し、令和4年3月に事業者、施設名称及び事業概要を決定。令和5年1月にTOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSを開設。都内の小学校から高校等を中心に、全国から利用されている。引き続き、内容の改善と利用者の拡大に事業者とともに取り組んでいく。

(3) TOKYO ENGLISH CHANNELの創設

いつでもどこでも生きた英語に触れられるウェブサイト「TOKYO ENGLISH CHANNEL」を開設し、幼児期から高校生まで、子供たちが自らの興味・関心や英語力に応じて主

体的に学べるよう、日常生活の場面を通して英語に親しむものから、アートや最先端研究を学ぶものまで多様な動画教材の提供を開始した。

令和4年度は、世界で活躍する人々から、世界で生き抜く術を聞く「LIVE TALK」を実施し、当日の様子を同サイトに掲載した。

5 高度で創造的な探究学習の提供

(1) Diverse Link Tokyo Edu の構築

国際感覚や世界的視野、高い英語力により、事象を多面的・多角的に捉え、主体的に課題を見出し分析する深い思考力と、多様な価値観を尊重しながら協働する力、斬新かつ柔軟な創造力によって、解決策を導き行動していくことができる人材を育成するため、国内外の大学や企業と連携して、高度で創造的な探究学習を提供する都立高校等14校を主な対象とし、そのうち、拠点校、共同実施校では、文理が融合し、英語を様々な教科等でも活用する教育課程の再編を行うと共に、課題研究に外部人材を活用する等の取組を行った。

令和4年度には、事業拠点校、共同実施校及び事業連携校において、これまで4年間実践してきた先進的な取組の成果を広く波及し、今後の各学校における取組に資するため、成果報告会を開催した。対面及びオンラインのハイブリッド型による実施とし、対面で92名、オンラインで93名が参加した。

また、生徒の学校での課題研究に大学教員等が助言を行う「高校生研究員プロジェクト」については、13本の論文をTokyo GLOBAL Student Navi内のグローバル論文レポジトリに掲載した。

第2 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育の推進

1 国際社会に生きる日本人の育成

(1) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

平成28年度から、東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」（冊子、DVD）を、授業をはじめ様々な場面で活用し、日本・東京の文化や歴史等の理解の促進と英語による発信力の向上を図っている。Beginner（入門編）、Elementary（初級編）、Basic（基礎編）、Intermediate（発展編）があり、令和4年度からはWEBで公開している。

(2) 日本の伝統芸能鑑賞教室

都立高校生が、日本の伝統文化を理解し、その内容を他者に発信していく力を身に付けるため、日本の伝統芸能鑑賞教室を実施している。

全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）、希望する定時制・通信制の生徒が、在学中に一度は能や雅楽等の伝統芸能鑑賞を体験する機会を設定する。

令和4年度に実施した教育委員会主催の伝統芸能鑑賞教室会場実施に38校39課程約8,000人が参加、また、オンデマンド配信を19校19課程約3,000人が視聴した。

2 優れた芸術文化に対する理解の促進

(1) 東京都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

優れた芸術文化に関する子供たちへの理解促進を図るため、平成31年度から、指定を受けた学校が、芸術文化の鑑賞やワークショップ等による体験、作品の制作等の取組を行い、実施状況をホームページに掲載する等により、取組成果を他校に普及・啓発する。主に大規模な団体と連携を行う広域活動団体型と、地域に根差した小規模団体と連携を行う地域連携型の2種類で指定を行う。

令和4年度は、広域活動団体型30校、地域連携型128校を指定した。

(2) 地域文化部活動推進事業

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

3 高等学校における日本史の必修化の推進

(1) 都立高等学校における日本史必修化の推進

日本の伝統・文化に対する理解を深めるとともに、近現代史の大きな歴史の流れを総合的に理解させるため、引き続き日本史を必修とし、授業の充実を図っている。

また、都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の普及啓発を図り、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育む。

ア 平成24年度から都立高等学校及び都立中等教育学校の新入生全員に教科書「江戸から東京へ」を、教育課程に「江戸から東京へ」を設置している学校へ副教材（地図帳及び問題集）を、無料配布

イ 地理歴史科の授業における教科書「江戸から東京へ」の一層の活用促進

4 特別支援学校における文化部活動の推進

(1) 文化部活動への専門家の招へい

ア 部活動指導員の配置

都立特別支援学校における部活動の充実と教員の勤務負担軽減を図るため、部活動指導員を配置している。

イ 都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の一層の伸長を図っている。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア 東京都特別支援学校アートプロジェクト展

都立特別支援学校及び都内国公立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を行い、広く都民等に向けた展覧会を開催している。

イ 東京都特別支援学校総合文化祭

音楽・演劇・造形美術等、全9部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を都内各会場で開催している。

第3 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育の推進

1 国際交流の推進

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

国際感覚の醸成や同年代の生徒間交流による国際理解の促進を図るため、都立学校における海外学校間交流を拡充させる。平成28年度から、姉妹校をはじめとする海外の学校と交流又は交流しようとする学校を「姉妹校交流推進校」として指定し、交流活動に必要な経費の支援を行っている。平成30年度からは「海外学校間交流推進校」として、国内外の交流活動を幅広く支援している。

・令和4年度：海外学校間交流推進校 72校

(2) 都立高等学校等における留学生受入れの促進

都立学校内で生きた国際交流の機会を創出するため、平成28年度から、東京都教育委員会として外国人留学生の受入れを開始した。平成29年度からは「東京体験スクール」として実施し、令和4年度は47名を受け入れた。

(3) 国際交流コンシェルジュの運営

都内すべての公立学校において、自校に合った国際交流が実現できるよう、交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や学校からの相談対応、マッチング等学校向けワンストップサービスの機能をもつ「国際交流コンシェルジュ」を、平成30年10月に開設し、多くの交流活動を実施している。

2 高校生の留学・海外大学進学への支援

(1) 「次世代リーダー育成道場」の実施

国内事前研修で様々なことを学び、その成果をもって英語圏の国で約11か月の留学にチャレンジする高校生等を支援している。平成24年度から実施しており、毎年200人以内の生徒をオセアニア地域及び北米地域に派遣している。（Ⅲ第5章第4 267ページ参照）

ア 事前研修

次代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力等を身に付けるため、留学前に、講義、英語研修や日本の伝統・文化に関する学習、個人研究等を実施する。

イ 留学（オセアニア地域、北米地域）

ホームステイをしながら現地の高等学校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒と学校生活を送るとともに、現地企業・研究施設訪問や大学での講義聴講活動等の特別プログラムを通して、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

ウ 事後研修

成果報告会、交流研修、英語能力試験等

エ 普及啓発・発信

留学フェア、フォーラムにおける成果発表、ウェブページ、小・中学生とのオンライン交流、次世代リーダー育成道場生徒・保護者対象事業説明会

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進

平成27年度に国際バカロレアの認定を取得した都立国際高等学校の「国際バカロレアコース」において、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を開始した。ディスカッションなどを重視した双方向型、探究型、批評型による授業を原則英語で実施しており、国際バカロレア資格の取得による海外大学進学を取組を推進している。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

(1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

都立新国際高等学校（仮称）の設置に向けて、令和4年度は、実施設計に着手した。併せて、地元自治体との調整等を行った。

(2) 立川国際中等教育学校附属小学校の設置

小中高一貫教育の実施に向け令和4年4月に都立立川国際中等教育学校附属小学校を設置した。